

保存版

事業系ごみの減量・リサイクル 適正処理ハンドブック



西宮市産業環境局環境事業部
美化企画課

はじめに

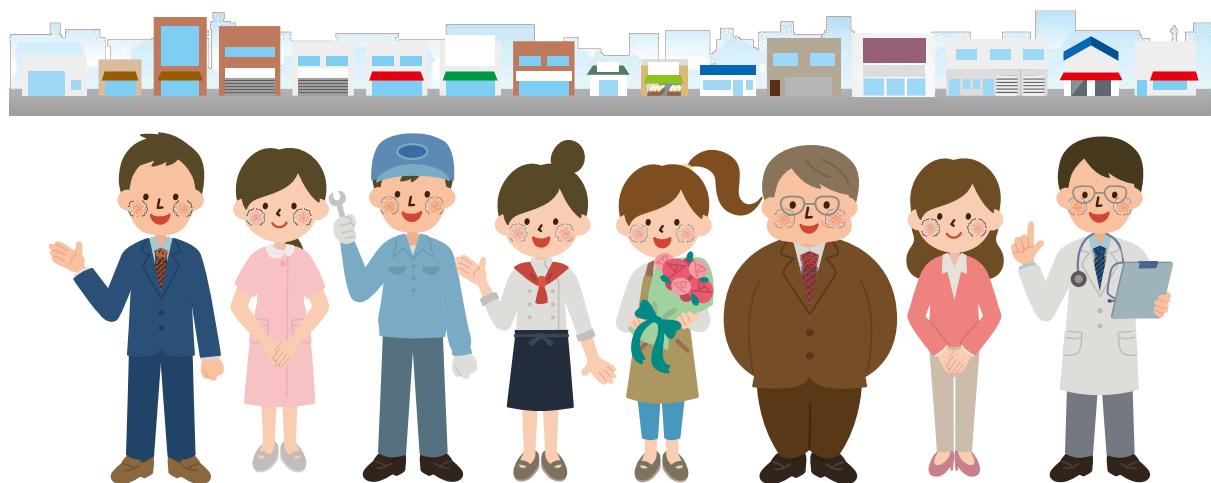
近年の大量生産・大量消費・大量廃棄の社会は私たちの生活を豊かなものにしてくれました。

しかし、その一方で地球温暖化やオゾン層の破壊など地球環境に様々な負荷を与えており、ごみ排出量の増加や最終処分地の逼迫問題など様々な問題が指摘されています。

こうした状況に対応するため、国においては、「循環型社会形成推進基本法」をはじめ廃棄物処理やリサイクルに関する法令の整備がされ、限りある資源の有効活用など環境に負荷がかからない循環型社会の構築を推進する方向へ大きく変化しています。

廃棄物の減量や資源化の適性処理をより一層進め、事業者・市民・行政がそれぞれの役割を認識するとともに、連携・協力して自主的・主体的な取り組みを進めることが必要になります。

これらの基本理念の実現に向け、市内事業者の皆さんにおかれましては、本ハンドブックを有効に活用していただきますようお願い申し上げます。

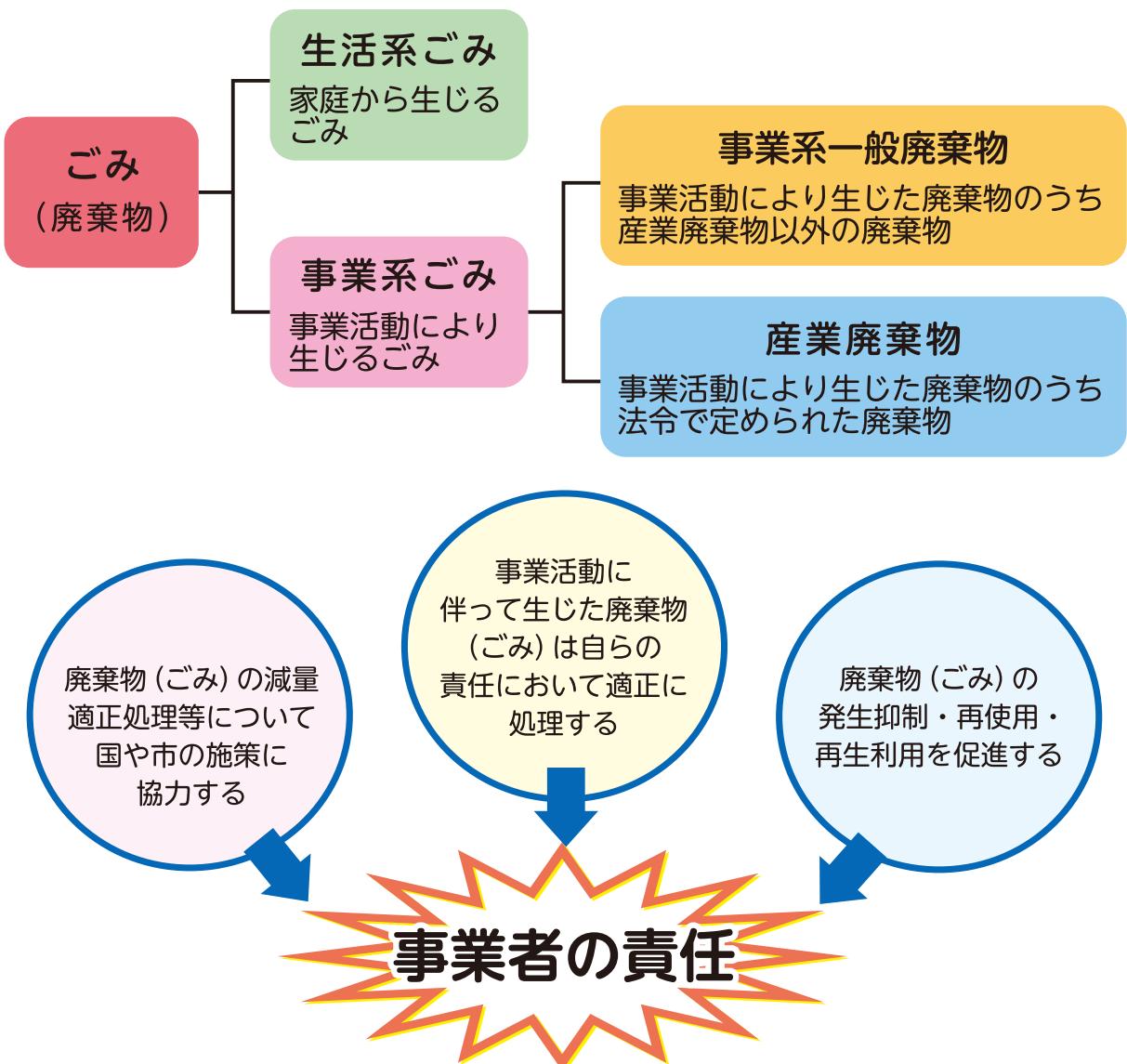


Contents

第1章 事業者の責務	1
第2章 事業系一般廃棄物の処理区分	4
第3章 事業系ごみの減量について	6
第4章 紙ごみの減量とリサイクル	8
第5章 生ごみの減量とリサイクル	9

第1章 事業者の責務

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）、西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例により、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理しなければならない。」と定めています。



必ず分別区分に従って分別を守り、自ら処理施設に搬入するか、許可業者に収集運搬を依頼（有料）してください。

透明または半透明の袋をお願いします。
(中身の見えない袋での排出はやめましょう)

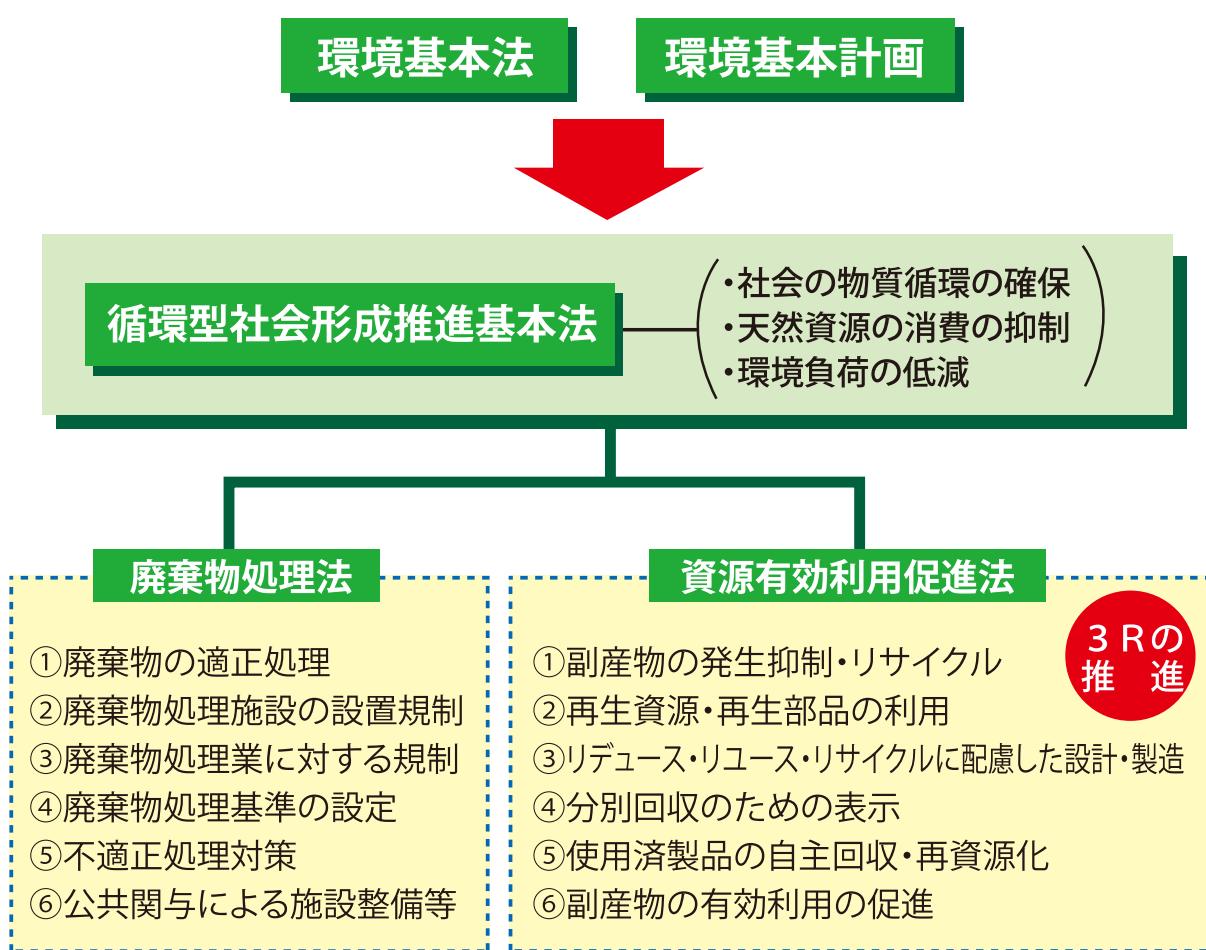


家庭ごみのステーションには出せません

循環型社会形成推進のための法体系

循環型社会とは、豊かな地球環境を次世代に引き継ぐとともに廃棄物(ごみ)等の発生抑制や適正な循環的利用・処分により、天然資源の消費を抑制し、できる限り環境負荷を低減する社会です。

人と環境が調和した循環型社会を実現するためには、行政だけではなく事業者の皆さんがあらわす企業の社会的責任(CSR)として地球環境にやさしい行動を実行し、積極的な3R(発生抑制・再使用・再生利用)に取り組むことが重要になります。



個別物品の特性に応じた規制



グリーン購入法 (国などが率先して再生品などの調達を推進)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（事業者の責務）

第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理しなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（抜粋）

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において、生活環境の保全上支障のない方法により、適正に処理しなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源及び再生資源を原材料として使用された製品の使用、長期間使用が可能な製品及び再生利用が容易な製品の開発及び普及、修理体制の整備、包装の簡素化、不要容器及び包装材の回収等の措置を講じ廃棄物の減量が図られるよう努めなければならない。
- 4 事業者は、前3項に定めるもののほか、廃棄物の減量、再生利用及び適正な処理並びに地域の清潔の保持に関し市の施策に積極的に協力しなければならない。

ごみの不法投棄は犯罪です

ごみをみだりに投棄すると5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の（法人の場合は3億円以下）の罰金又はその併科（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第25条））に科せられる。



第2章 事業系一般廃棄物の処理区分

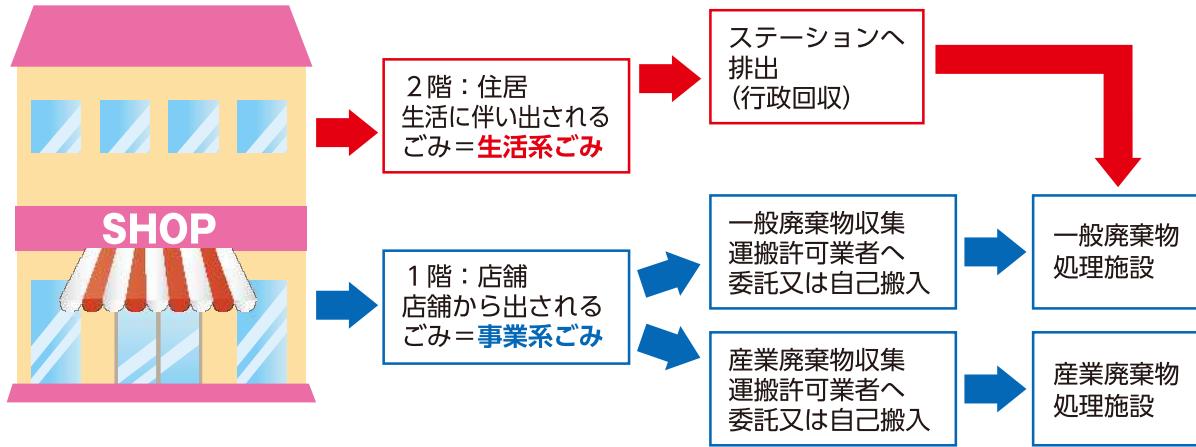
事業系一般廃棄物とは、事業所から排出される廃棄物で産業廃棄物以外のものをいいます。

産業廃棄物の種類と具体例

	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	(1) 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ
	(2) 汚泥	排水処理後および各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
	(3) 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	(4) 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
	(5) 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
	(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む)等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	(7) ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	(8) 金属くず	鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
	(9) ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず	ガラス類(板ガラス等)、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
	(10) 鉱さい	鉄物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
	(11) がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	(12) ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設または産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	(13) 紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築または除去により生じたもの)、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	(14) 木くず	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、木材・木製品製造業(家具の製造業を含む)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業および物品貿易業から生ずる木材片、おがくず、バーク類等貨物の流通のために使用したパレット等
	(15) 繊維くず	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、衣服その他纖維製品製造業以外の纖維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然纖維くず
	(16) 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獣のあら等の固形状の不要物
	(17) 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	(18) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	(19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
(20) 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの (例えばコンクリート固型化物)		

店舗付き住宅の場合

住居と店舗が一体であっても、事業系ごみを生活系ごみとして出すことはできません。



総合処理センターでの展開検査

事業者などから施設に持ち込まれたごみの検査を実施しています。産業廃棄物などの不適切なごみが混入していた場合は、事業系一般廃棄物許可業者に違反品を持ち帰らせるとともに、指導を行い、排出事業者に対しては文書や訪問にて改善指導を行います。



第3章 事業系ごみの減量について

ごみ減量の基本は3R

リデュース Reduce

・ごみの発生抑制です。

職場において仕事や工程を見直して、ごみを出さずに減らす工夫をしましょう。

ごみになるものを「買わない」「作らない」「不要になるものは受け取らない」などにより、廃棄物や資源化物の発生そのものを抑制します。廃棄物の処理やリサイクルの必要量自体を減らすことが、資源・エネルギーの投入を抑える効率的な手法です。

リユース Reuse

・再使用や再利用です。

使い捨て物品の使用は極力避けて、物を大切に繰り返し使いましょう。

一度使用したものをするに捨てるのではなく、そのまま何度も使用したり、使える部分を取り出して新たな製品を作ることも再使用につながります。製品を生産するための資源を節約し、環境に与える負荷を下げることができます。

リサイクル Recycle

・再生利用や再資源化です。

ごみとして捨てずに分別を行い、可能な限り再生資源事業者に引き渡しましょう。

不要になったものに手を加えて再び原材料として利用します。選別や回収・リサイクルにコストやエネルギーが必要になりますが、新たな素材の使用量や廃棄物の発生を減らすことができます。

ごみ減量のポイント

ごみの種類や発生量は、事業内容や規模によって変わります。それぞれの実態に合わせて適正なごみの処理を行いましょう。

分別回収箱等の配置例

使用済み封筒

使用済みの封筒は捨てずに、資料入れや社内回覧などに活用します。



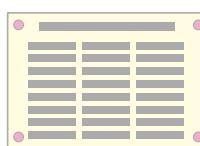
古 紙

古紙は種類ごとに分別します。



分別表

分別方法を分かりやすく示した表を掲示します。



分別箱

分別する種類に応じたごみ箱や棚を設置します。



ごみ減量によるメリット

1 環境負荷の低減

ごみの処理において、収集運搬・焼却・埋め立て時に CO₂が発生するため、ごみの減量に取り組むことで環境への負荷が低減します。

2 企業のイメージアップ

地球環境や自然生態系への問題に大きな関心が高まっております。環境問題を軽視した企業は時代遅れになりつつあります。ごみの減量やリサイクルを推進することは、企業の社会的責任(CSR)活動の一部となり、企業ブランドの向上、企業価値の増大に役立ちます。

3 コストの削減

事業を行う限り、ごみの処理費用は必要経費になります。設備や事務用品などの浪費・無駄使いを減らし、職場での体系的な節約を実施することで、ごみの減量化・経費の削減・効率化が期待されます。

リサイクル識別表示マーク

リサイクル識別表示マークとは、資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき表示が義務付けられている、製品が廃棄されたときに分別収集して資源として再利用する際の目印となるマークになります。



アルミ缶



スチール缶



紙製容器包装



プラスチック製容器包装



ペットボトル



ニッケル・カドミウム蓄電池



ニッケル・水素蓄電池



リチウムイオン蓄電池



Pb

鉛蓄電池

 ∞ PVC

塩化ビニル製建設資材

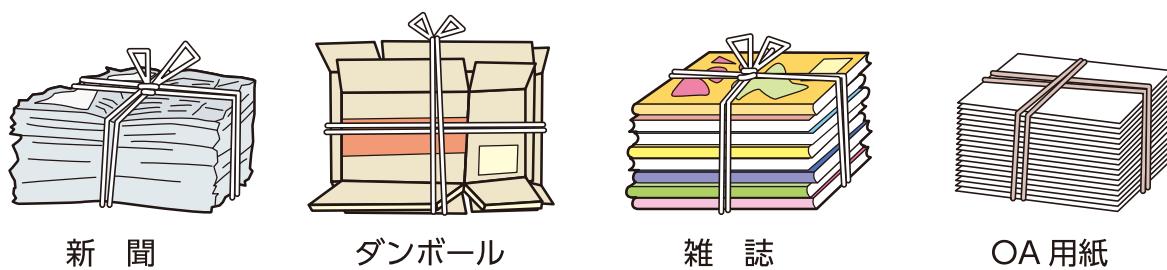
第4章 紙ごみの減量とリサイクル

古紙リサイクル

事業所ごみの中で、大きなウエイトを占めるのが紙ごみになります。特に事業所からは多量の紙ごみが発生しているため、分別の徹底によって減量効果が大きく見込まれます。

1 種類別に分別

古紙は種類によってそれぞれ違う用途で再生されるため、種類ごとに分別することが必要です。一般的な分別は、新聞・段ボール・雑誌・OA用紙ですが、分別方法や回収頻度等は回収業者と相談してください。

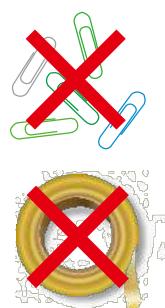


2 禁忌品を取り除きましょう

再資源化できない紙や紙以外のものが混入していると、リサイクルができなくなりますので必ず取り除きましょう。

■紙以外のもの

クリアファイル類、ガムテープ、粘着テープ、とじひも、金属クリップ、発砲スチロール、セロファン、布類、ガラス類など



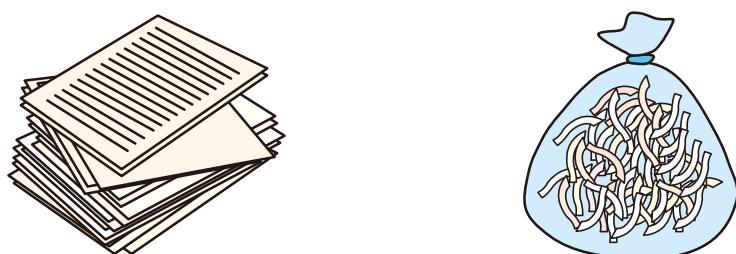
■再資源化できない紙

写真、紙コップ、紙皿、カーボン紙、ノーカーボン紙、油紙、感熱紙、金・銀加工された紙、汚れた紙、シール台紙など



3 その他の紙のリサイクル

近年、機密文書やシュレッダード古紙をリサイクルできる業者も増えています。専門業者等と相談して適正な処理方法で再資源化に取り組みましょう。



第5章 生ごみの減量とリサイクル

生ごみの減量とリサイクル

事業所から排出されるごみの中で、生ごみも大きなウエイトを占めていますが、再生利用される割合は低くなっています。生ごみの発生抑制に取り組み、再資源化できるものは、堆肥化工場、飼料化施設、メタン発酵施設などに搬入することで、肥料や飼料、メタンガスなどに生まれ変わります。

また、生ごみ処理機を使用することも効果的です。



ポイント1

■発生を抑制する

食材の管理を徹底して、食品をつくりすぎないように心がけましょう。

ポイント2

■水切りを徹底する

食品廃棄物の重量の大半は水分です。水切りを徹底することによりかなりの減量することができます。

ポイント3

■リサイクルする

登録再生利用事業者等のリサイクル業者に処理を依頼する方法や自社で生ごみ処理機を導入し、堆肥などにリサイクルする方法などがあります。

ポイント4

■リサイクル製品を使用して作られた農畜産物を利用する

食品廃棄物を原料とした肥料・飼料を使用して生産された農畜産物を利用することで、安心したリサイクルの環が構築できます。

食品リサイクル法について

食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）は、平成13年5月に施行されました。この法律は食品の製造、流通、消費の各段階において、消費者、事業者、国及び地方公共団体など、食品廃棄物に関わるものが一体となり、食品廃棄物の「発生抑制」「再生利用」「減量」に努めることで、環境に負荷の少ない循環型社会の構築をめざすものです。



・お問い合わせ一覧・

西宮市一般廃棄物許可業者

西宮清掃事業協同組合	TEL 0798-36-7806
・(株)リリーフ	TEL 0798-48-6980
・(株)大協	TEL 0798-47-3212
・(株)ヤマサ環境エンジニアリング	TEL 0798-26-3555
・中澤総業(株)	TEL 0798-36-1434
・(有)兵庫陸運	TEL 0798-35-7222
・(株)ダストマンサービス	TEL 0798-22-5341

西宮古紙リサイクル協力会

・あおぞら商会	TEL 090-1130-2414
・回収センターかいこ組合	TEL 0798-38-2381
・かいこ組合	TEL 090-1134-5721
・共栄紙業(株)	TEL 0798-38-0302
・ダイハチコーポレーション(株)	TEL 0798-71-0917
・誠商会	TEL 0798-46-0921
・マツダ(株)	TEL 0798-22-3250
・南商店	TEL 0798-41-0848

一般廃棄物全般に関すること

美化企画課	TEL 0798-35-8653
-------	------------------

産業廃棄物に関すること

産業廃棄物対策課	TEL 0798-35-3277
----------	------------------

事業系一般廃棄物の処理に関すること

施設管理課	TEL 0798-22-6601
-------	------------------

西宮市ホームページ <http://www.nishi.or.jp>